

自転車用ヘルメット購入補助が受けられます!

令和7年度版

自転車安全利用テキスト

名古屋市では、自転車事故の減少や自転車事故による被害者の保護などを目的として、平成29年4月に「名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。(令和3年7月26日一部改正)

市公式ウェブサイト
(申請フォームによる
申請はこちらから)



自転車は手軽な乗り物ですが、安全に利用しないと交通事故の被害者や加害者になる可能性があります。

—名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例—

【基本理念】

- ・市民一人ひとりが、自転車の安全利用について理解を深め、交通事故を防止するよう心がけ、互いに譲り合う精神の醸成を図る。
- ・市その他の主体が、自転車を安全に利用することができる環境づくりに努め、もって安心して安全に暮らせるまちの実現を目指す。

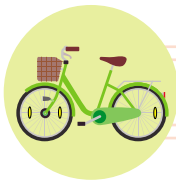
【条例のポイント】

- ・交通安全教育の充実
地域・家庭・職場での交通安全教育に努めましょう。
- ・乗車用ヘルメットの着用
自転車利用者はヘルメットを着用しましょう。
- ・自転車損害賠償保険等の加入義務化
自転車事故に備えた保険に加入しましょう。



名古屋市では
条例で
令和3年10月1日より
ヘルメットの着用が
全年齢努力義務[※]
になっています。

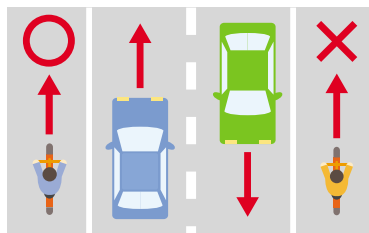
※道路交通法が改正され、令和5年4月1日より全国の自転車利用者に対して努力義務が課されています。



自転車の交通ルールについて

自転車の通行場所

- 法律上は自転車も「**車両**」
- 車道は**左側端を通行**
- 路側帯も**左側通行**



歩道を通行できる場合

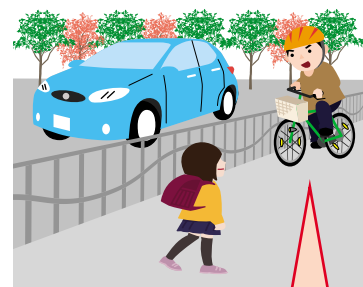
- 「**普通自転車歩道通行可**」の標識・標示があるとき
- 70歳以上の方、13歳未満の子ども、
車道通行に支障がある身体に障害がある方
- 車道又は交通の状況(道路工事等)からみてやむを得ないとき
※大きさ、形状等が一定の条件を満たす「普通自転車」に限る。



歩道の通行方法

歩道では歩行者の通行を妨げてはいけません。

- 歩道は**歩行者優先**
- 歩道は**徐行**(すぐに止まれる速さ)
- 歩行者の**通行を妨げる**おそれがある場合は**一時停止**



指定された部分がない場合には車道寄りを走りましょう!

高額な損害賠償となった事故の一例

- 男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に**歩行中の女性と正面衝突**。
女性は頭がい骨骨折等で意識が戻らず、
監督責任を問われた母親に**賠償命令**。



損害賠償
約9,500万円



「止まれ」の標識がある交差点は必ず一時停止

- 「止まれ」の標識があるところは、必ず**一時停止**をして、安全確認
- 標識がない交差点でも**見通しが悪い**交差点では、**徐行**(すぐに止まれる速さ)



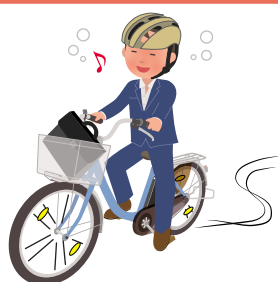
危険な乗り方

※令和6年11月1日道交法改正により罰則強化!



携帯電話の使用

- 罰則…6月以下の懲役または10万円以下の罰金【交通の危険を生じさせた場合】
- 罰則…1年以下の懲役または30万円以下の罰金



飲酒運転

- 【酒気帯び運転】 ● 罰則…3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 【酒酔い運転】 ● 罰則…5年以下の懲役または100万円以下の罰金

二人乗り／並進通行／飲酒運転
イヤホン等の使用、携帯電話の
使用などは、危ないので絶対に
やめましょう。

自転車の点検整備

- 定期的に**点検、整備**をする。
- 反射器材**を備える。
両側面のスポーク・かご・フレーム・フェンダーなど



ご存じですか？ 自転車運転者講習制度

自転車の悪質利用者には講習受講が命じられます。

- 「危険行為」を反復して(3年以内に2回)行った自転車利用者は、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。
- 受講命令に従わないで講習を受けなかった者は処罰されます。

■罰則…5万円以下の罰金

- 講習の対象となる違反行為(危険行為)は、交通切符(赤切符)で検挙されるなど、処罰の対象になったものに限りです。
- 講習時間は3時間。講習受講料は6,000円。

受講の対象となる主な違反行為(主な危険行為)

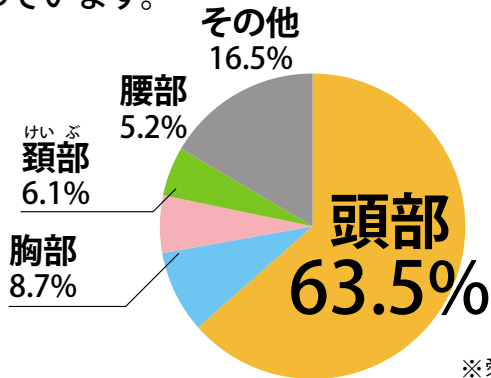
- 信号無視 ●通行禁止道路(場所)の通行 ●歩道通行や車道の右側通行等
- ブレーキを備えていない自転車の運転等 ●歩道での歩行者妨害等 ●一時不停止 ●酒気帯び運転等
- 遮断踏切への立ち入り ●交差点優先車妨害 ●他の車両の通行の妨害(妨害運転「あおり運転」)
- 運転中の携帯電話の使用等(いわゆるながら運転)

※14歳未満の方は講習の対象とはなりません、交通ルールを守って安全に自転車を利用しましょう。



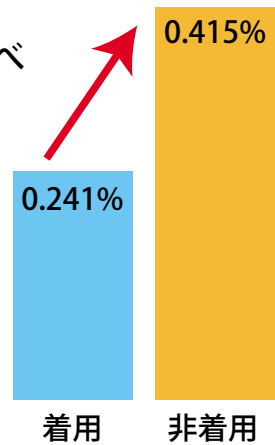
自転車乗車用ヘルメットの重要性

自転車事故による死者のうち
約**6割**が「**頭部**」の**損傷**が原因で
亡くなっています。



※愛知県警察統計より

ヘルメット非着用時の
致死率は
着用時に比べ
約**1.7倍!**



ヘルメットは、頭と命を守るために重要です。
自転車乗車時の着用に努めましょう。

ヘルメットの正しいかぶり方

ヘルメットの先端が**まゆ毛のすぐ上**にくるように
角度を合わせ、**左右均等**にかぶりましょう。

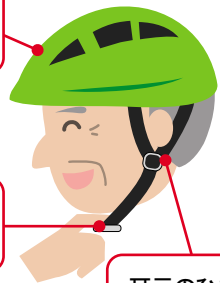
あごひものバックルはしっかり締めましょう。
あごひもの間に人差し指を1~2本入れられる程度が
適切な長さです。

所定の**安全基準**を満たしたヘルメットをかぶりましょう。

正しい角度で
左右均等に

あごひものは
必ず締める

耳元のひもは
ねじれないように



※安全基準を満たした
自転車乗車用のヘルメットには
右のようなマークが表示されています。



SGマーク



CEマーク
(EN1078)



GSマーク



JCFマーク



CPSCマーク

ヘルメットの種類

自転車用ヘルメットにはカジュアルな帽子タイプ、スタイリッシュなものなど、
さまざまな種類があります。お好みのヘルメットを選びましょう。



ヘルメット購入補助金について

※一部愛知県との協調補助

対 象: 名古屋市内在住の方

補助金額: 購入価格の1/2(上限2,000円、10円未満切り捨て)

※使用者(対象者)1人につき1個まで(令和6年度以前にこの補助を受けた使用者(対象者)の方は補助対象外です。)
※購入時のポイント利用や値引き分、送料等は購入価格から除きます。

申請期間: 令和7年4月1日(火)～令和8年2月27日(金) **必着**

※予算の上限に達した場合は、期間中であっても補助を終了することがあります。
※申請期間内に不備なく受付を完了している必要があります。余裕をもってご申請ください。

申請書郵送先: 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市スポーツ市民局地域安全推進課 ヘルメット購入補助金担当 行

対象となるヘルメット

※全て該当することが要件

- 令和7年3月1日以降
令和8年2月27日まで
に購入したもの
- 以下のいずれかの
マークがついたもの
・SG・JCF・CE(EN1078)
・GS・CPSC
※CEマークは自転車乗車
用の安全規格である
EN1078のみ
- 新品の自転車乗車用
ヘルメット

補助の流れ

①本テキストを学習し、チェックシートを記入

②対象となるヘルメットを購入し、領収証等を受領(※)

③本テキスト内の交付申請書兼誓約書兼実績報告書、
別紙付表、チェックシートに必要事項を記入し、領収証
等とあわせて提出(郵送または区役所地域力推進課へ直接提出)

④交付決定通知書兼確定通知書が到着

⑤指定口座へ補助金を振込

※領収証等を受領する際の注意事項

必ず確認!

以下の内容を証明する書類をもらってください。

- ①申請者の氏名 ②領収日 ③領収金額(ヘルメット購入単価がわかるもの)
- ④購入店舗 ⑤購入品名(「ヘルメット代」等、ヘルメットを購入したことがわかるもの)

※ヘルメットの使用者が年度末で19歳以上の場合は使用者本人、18歳以下の場合は保護者または使用者本人がヘルメットを購入してください。友人など、申請者と生計が同一でない方の代理購入は対象外となります。

領収証記載事項(例)

あて名は、申請者の氏名を必ず記載してください

丸八 太郎 様

領 収 証

但し書きはヘルメット代と記載してください

¥ 5,800 ★

但し、ヘルメット代として

令和7年7月7日 上記正に領収いたしました。

領収証には店舗の印
又は、担当者の印を
押してください

領収証の日付はヘルメット購入日です

マルハチ自転車販売
名古屋市中区三の丸三丁目
電話 052-972-3123

店舗印

領収証等または領収証等の写しが添付できない場合は、購入店舗等証明欄に証明を受けてください。

領収証等は別紙付表裏面の領収証等貼付欄へ貼付してください。

平成19年4月2日以降に生まれた方は、保護者を申請者にしてください。
※上記以外は原則使用者を申請者としてください。

申請期限 令和8年2月27日〈必着〉

ヘルメット購入補助金交付申請書兼誓約書兼実績報告書

※当該年度末時点の満年齢が18歳以下の場合は、保護者が申請してください。

ボールペンで全て記入してください。
※鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

申請日(期限:令和8年2月27日)

年 月 日

記入を誤ってしまった場合、修正ペン等は使わず、誤字を二重線で抹消のうえ、上部に正しい文字を記入してください。

太郎
(例) 丸八 花子

申請者 住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
名古屋市××区××町××12番34号
××マンション×××号室
(フリガナ) マルハチ タロウ
氏名 丸八 太郎
電話番号 (052) 123 - 4567

ヘルメット購入補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

「友人」「夫」「妻」「父」「母」「祖父・母」は不可

ヘルメットの使用者	住所	申請者	本人
	名古屋市	丸八 花子	本人
		生年月日(西暦)	2015年 1 月 1 日
購入したヘルメット	品名又は品番	購入年月日	ABC-08 令和7年 7 月 7 日
	安全基準(SG・JCF・CE(EN)・CPSC)	購入価格	円
		交付申請額	円

1個あたりのヘルメットの金額を記入してください。
※購入金額がわかる領収証等を必ず同封

添付書類

- (1)名古屋市自転車乗車用ヘルメット購入補助金申請書
- (2)代金の支払い手続きが完了したことを証する書類
- (3)別紙付表
- (4)「メーカー」又は「品名・品番」がわからない場合は、保証書
- (5)その他本市が必要と認める書類

(店舗等記入欄)領収証等が添付できない場合は、

購入価格の2分の1の金額を記入してください。
(10円未満切り捨て、上限2,000円)

※記入を誤ってしまった場合

「交付申請額」については、二重線で訂正ができません。

申請書の書き直しをお願いします。

領収証等の添付がある場合はこの欄の記入は不要です。

上記、メーカー、品名、購入日
令和7年7月7日
(店舗等所在地) 名古屋市中区三の丸二丁目1番
(店舗等名称) マルハチ自転車販売

購入日

マルハチ自転車販売印

誓約事項(□に✓を入れてください)

- 申請に当たり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。
 - (1)過去にヘルメットの購入について、同補助金の適用及び他の補助金の適用を受けていないことを含む。
 - (2)名古屋市(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と関係がある者ではありません。
 - (3)同一の補助対象経費に対する他の補助金の適用を受けていません。
 - (4)購入したヘルメットは新品であり、中古品(未使用品含む)ではありません。
 - (5)ヘルメット購入後に発生した事故等について、県及び市が一切の責任を負わないことについて了承します。
 - (6)申請内容に虚偽があった場合は、市に対して補助金を返還します。

法人印または店舗の担当者印を押してもらってください。

申請書裏面のチェックシートも必ず記入してください。